

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>大蔵省告示第 48 条、監督指針の変更にかかる外貨建ての対象利率にて、ブルームバーグが提供する米国社債 A 格 BVAL イールドカーブ、豪州社債 A 格 BVAL イールドカーブを当面認める、とのことだが、当データは無償で確認できるのか。再現するためにはブルームバーグからデータを購入せざるを得ない、というのはいかなるものか。</p>	<p>監督指針改正案において、ブルームバーグが提供する米国社債 A 格 BVAL イールドカーブ、豪州社債 A 格 BVAL イールドカーブを指標とすることを想定しておりますが、各国社債の流通利回りの指標として同等の条件で提示される合理的な指標の使用を排除するものではありません。なお、一般論で申し上げます、免許事業である保険業において、保険契約者等保護の観点から規制が創設され、その遵守費用が生じることがありますが、それを上回る効果（便益）が得られる場合においてのみ規制が正当化されます。監督指針において例示した指標を入手するためには一定の費用が生じるものと思われませんが、一方で、これが多くの事業者においてセーフハーバールールとして機能することにより、外貨建保険市場の健全な発展につながることを期待されます。</p>
2	<p>外貨建ての対象利率に用いるデータについて、それぞれの通貨での国債ではダメなのか。社債はリスクプレミアムが含まれ、適切ではないように思える。また、信用格付けが AAA 格ではなく A 格相応とした理由も不明である。対象利率を決めるデータにかかる採用理由について伺いたい。</p>	<p>国債での運用が中心となっている邦貨建保険と異なり、外貨建保険においては各社の運用が一定の信用格付を有する社債中心となっている実態等を踏まえ、標準責任準備金制度の設計にあたり、指標金利の参照利回りを各国の平均社債利回り（A 格相当、1 号・2 号の区分に応じ年限は 10 年又は 10 年と 20 年の和半）としています。</p> <p>標準責任準備金制度において、保守性を担保することは重要ですが、一方で、各社の実務・実態と離れ、保険契約者の利益に合致</p>

		しない制度であってはならないと考えます。ご指摘の信用リスクに係る問題については、標準利率以外のルールで捕捉し、全体として健全性が保たれるよう監督制度を運用してまいります。
3	対象利率の計算にあたっては社債流通利回りの過去一定期間の平均値を計算するが、保険会社向けの総合的な監督指針に社債流通利回りの合理的な指標として参照することが例示されているインデックス指標において、一定期間データが欠損している場合には欠損している期間を除いて平均値を計算するとの理解でよいか。	監督指針で例示しているインデックス指標の一部について、過去の短期間においてデータの欠損が生じていると認識しており、当該事象については欠損している期間を除いて平均値を計算することで問題無いと考えます。なお、直近では安定してデータが取得できる状況にあると考えますが、今後仮に同様の事象が発生した場合には、欠損している期間が対象利率の計算に与える影響等も踏まえ、必要に応じて対応を検討することとします。
4	社債の平均利回りの一般に認められた指標として、法第4条第2項第4号に掲げる書類に定めた指標について、単に指標の名称等が事前に通告がなく急遽変更された場合には、事後的に法第4条第2項第4号に掲げる書類の認可申請を行うことも認められるとの理解でよいか。	標準利率は、各社の算出方法書において参照する社債利回りの指標に基づき算出されます。算出方法書の内容を変更する場合、保険会社は事前に認可申請を行う必要がありますが、例えば参照するブルームバーグ指標の名称に急遽変更があった場合等、極めて軽微なものであり、かつ従前の参照指標と同一であることが明らかかな場合においては、認可申請手続は遅滞なく対応いただければ問題無いものと考えます。
5	邦貨建の安全率係数を見直すようだが、安全率係数が2.00%以上の場合の項目を使用することがないと記憶しており、このタイミングで修正を加える必要はないと思うが、いかがか。	邦貨建保険に係る標準責任準備金制度のうち安全率係数を見直していますが、外貨建保険について安全率係数を一時払商品と平準払商品に区分して設定することとしたため、その取扱いと整合性を確保する観点から、邦貨建保険についても同様の区分を設定するとともに、安全率係数の水準についても見直しを実施したものです。

6	<p>予定利率変動型保険契約において、複数の利率保証期間がある場合、第1号保険契約又は第2号保険契約に該当するか否かの判定は、それぞれの利率保証期間毎に行うとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
7	<p>変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金を標準的方式で計算する際の第14項に定めるボラティリティは邦貨建変額保険契約を想定して計算したものであると考えている。外貨建変額保険契約を想定して計算した場合、このボラティリティは異なると考えているが、外貨建変額保険契約を標準的方式で計算する際も、このボラティリティを用いて計算することも可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>変額年金保険等の最低保証リスクに係る標準的方式のボラティリティは、邦貨建保険を前提として計算されたものです。外貨建変額年金保険等については、通貨が多岐にわたることから標準的方式を定めていませんが、ボラティリティの考え方（例：該当する資産区分を代表する指標に係る過去10年間における収益率の標準偏差に基づきボラティリティを算出する等）は邦貨建保険と変わるものではありませんので、その考え方に準じて代替的方式により計算していただく必要があります。</p>
8	<p>外貨建保険に対する標準責任準備金制度の適用は、これにより、標準利率より高い利率での運用を謳う保険会社においても、初年度の責任準備金負担の重さから、保険契約者に提示する予定利率を抑えることが想定され、健全な競争環境の整備については契約者の保護に資するものと理解しております。しかしながら、保険料法施行規則71条1項に定めるところにより保険契約を再保険に付した場合、本邦の出再会社は、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことが認められているところ、グループ内の外国保険業者（親会社あるいは再保険会社）への再保険についても同様とされております。この点、グループ内の外国保険業者への再</p>	<p>ご指摘のケースは再保険を活用した引受管理政策全般に言えるケースです。グループ内会社間の再保険を含むグループ内取引は、グループ内会社間のシナジー効果を生み出し、コストの最小化と利益の最大化、リスク管理の向上及び効果的な自己資本と資金調達の管理に資するものでありますが、他方で、グループ内でのリスク移転や伝播を伴う側面があることから、健全性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、グループ内において取引の公正性が歪められたり、業務の適切性が損なわれたりする可能性があります。標準責任準備金制度は、単体保険会社を対象とする監督制度であり、再保険による責任準備金の不積立て自体を制限することはで</p>

保険においては、再保険料率の柔軟性が比較的高いうえ、海外受再会社では現地法令に基づく責任準備金計上となり、本邦の標準責任準備金制度が内包する財務の健全性の強化も回避されることとなります。かかる点への手当てがなされない限り、一部の保険会社は標準責任準備金制度の適用の影響を実質的に免れ、むしろ競争環境の公正さを欠く結果となるように思われます。

きませんが、保険会社及びその経営管理会社においては、上記の点にも留意して、適切な業務運営を行う必要があると考えます。